

法人名：住宅金融支援機構（法人番号：2010005011502）

公益法人への契約以外の支出について（「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づくもの）

支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額又は最低限 の金額 (単位:円)	支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国所管又は 都道府県所 管の区分
公益財団法人 21世紀職業財団	7010005003890	フォーラム参加料	660,000	—	令和4年4月8日	—	公財	国所管
公益社団法人 日本経済研究センター	5010005015228	経済データ利用料	990,000	—	令和4年4月15日	—	公社	国所管
公益社団法人 日本不動産学会	6010005005252	会費	100,000	一口100,000	令和4年4月15日	実務報告会等を通じ、職員の専門能力及び当機構のプレゼンス向上に資するため。	公社	国所管
公益社団法人 全国市街地再開発協会	6010405001223	図書購入費	192,000	—	令和4年4月22日	—	公社	国所管
		広告掲載料	150,000	—	令和4年4月28日、 5月27日	—		
公益社団法人 日本複製権センター	8010405010536	複写利用手数料	248,952	—	令和4年5月13日	—	公社	国所管
公益財団法人 マンション管理センター	9010005003393	広告掲載料	163,000	—	令和4年5月27日	—	公財	国所管

(注)

1 「公益法人」には、国の所管である特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人が含まれる。

2 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

3 「会費一口当たりの金額又は最低限の金額」欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の額を記載する。

4 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。